

令和8年度第1回札幌方面小樽警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和8年6月26日（水）午後1時30分から午後3時45分まで

2 開催場所

小樽警察署 大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 8人（定員10人）

会	長	森	田	一	弘				
副	会	長	小松田	哲	弘、松	本	京	子	
委		員	石	岡	二	朗、松	田	隆	弘、吉
			川	崎	理	美、阿	部	和	宏
	（欠	席）	松	田	有	未、橋	本	喜	生子

(2) 警察署員 12人

署		長	佐	藤	充	昭	
副	署	長	高	橋	賢	紀	
刑事・生活安全官		辻		昭	彦		
地域・交通官		飯	田	朋	義		
警務課長		和	田	生	雄		
留置管理課長		高	本	拓	実		
会計課長		北	野	昌	美		
生活安全課長		岡	本	英	樹		
地域課長		阿	部	俊	介		
刑事第一課長		服	部	剛	也		
刑事第二課長		堀	江	慎	一		
交通課長		村	上		学		
警備課長		望	月	昭	雄		
警務係長							（庶務担当）

4 警察署幹部紹介（令和8年春期人事異動者）

5 委員紹介

6 署長挨拶

委員の皆様からは、毎回、業務全般にわたって重要な意見をいただいております、お

礼を申し上げます。

春期人事異動により、私以下7人の幹部が代わりましたが、引き続き小樽の安全安心のため、業務に邁進する所存です。

本日の協議会では、会長と事前に検討した3点のテーマと、委員の皆様から事前にいただいた質問事項について、担当の課長からそれぞれ説明させていただきます。

警察署協議会は、警察業務についてを説明し理解と協力を求め、住人の声を警察業務に反映させるため、広く意見を聞く場でありますので、皆様方の忌憚なき意見をいただきたいと存じます。

7 会長挨拶

署長をはじめ、小樽警察署の皆様におかれましては、日々、小樽市民の安全安心のため昼夜を問わずご尽力いただいておりますことに、敬意と感謝を申し上げます。

小樽市は歴史と観光の町としてに魅力がある一方、高齢化問題、道路交通問題等を抱え、さらには特殊詐欺や闇バイトなど新たな犯罪への不安を抱えています。

警察署協議会は、警察からの報告を聞くだけの場ではなく、地域住民の切実な生の声や困りごとを届け、一緒に解決策を考える場です。

委員の皆様は、それぞれ異なる分野や地域で活躍されている、いわば地域のアンテナであり、日頃感じている困りごとや要望などについて積極的な発言を望みます。

また、警察の皆様からも、我々に地域で果たしてほしい役割等あれば率直に申しつけてください。

本会が安全安心を前進させる有意義で活発な意見交換の場となることを期待し、挨拶とします。

8 議事

(1) ヒグマの出没状況と対策（地域課長）

ア 特徴、生態等

イ 令和7年中の北海道における死亡事案

ウ 過去の重大な死亡事案

エ 小樽署管内の出没状況（警察認知分）

オ 出没時の対応要領

カ 緊急銃猟

キ 小樽市、猟友会との合同訓練の模様

ク 質疑

（委員）

町内会や会合等様々な場面で今回のような説明を望む。

（警察～地域課長）

取組みとして考える。

(委員)

猟友会の人数、活動件数、人員不足と言われているがその対策について伺いたい。

(警察～生活安全課長)

資料がないので回答は難しい。

(警察～地域課長)

活動件数について言うと、令和8年、警察では、熊に関し痕跡も含め5件認知し、市に依頼して猟友会に出動要請した。

(委員)

次回、もしわかれば説明願う。

(2) 第60回おたるうしお祭り警備 (警備課長)

ア 日程、企画

イ 昨年の開催結果

ウ 雑踏警備の概要

エ 主催者措置による雑踏警備、警察による雑踏警備

オ 過去の主な雑踏事故

カ 質疑

(委員)

昨年開催中の事件事故の発生状況を知りたい。

(回答～刑事第一課長)

大きな事件として公務執行妨害事件、窃盗事件等を認知している。

(3) 自転車による交通違反の交通反則通告制度導入

ア 自転車交通反則通告制度の概要

イ 悪質危険な交通違反

ウ 警察の取組み

エ 自転車の交通ルールを学ぶ場

自転車利用の現状や事故の特徴から、交通安全教育の必要性があり、その教育方法は「自転車の安全教育ガイドライン」で示されている。

小樽警察署としては、ガイドラインで「教育主体」とされた学校、自治体等の要請に応じ、交通安全教室、交通安全講話等を実施している。

オ 質疑

なし

9 事前質疑に対する回答

(1) 自転車の交通違反に対する青切符導入に関し、交通ルールを学ぶ場はあるの

か。

(回答～警務課長)

先ほどの議事をもって回答とする。

(2) 「ほくとポリス」の活用状況等

(質疑の内容)

小樽警察署管内の人口比でのダウンロード数と、他署との比較はどうか。

(回答～生活安全課長)

1.3%程度で全道を下回っている。小樽市と同等の10万人規模の自治体と比べると、千歳市、北見市を上回るが、札幌市清田区を下回っている。

(質疑の内容)

アクティブユーザー数と休眠ユーザー数がわかれば知りたい。

(回答～生活安全課長)

調査したが、抽出機能がなく把握できていない。

(質疑の内容)

利用者の年齢層に偏りはないか。

(回答～生活安全課長)

年齢に隔たりなく使用されている。

(質疑の内容)

アプリを利用できない者への情報提供の方法は。

(回答～生活安全課長)

ほくとくん防犯メール、ホームページ、X、Yahoo!防災メールを引き続き運用しており、それに対応している。

(質疑の内容)

普及活動と取り組み実績がわかれば知りたい。

(回答～生活安全課長)

毎年4月に教育委員会を通じて全ての小学1年生の保護者にアプリケーションのチラシを配布している。また、防犯講話、不審者対応訓練などあらゆる機会に普及活動をしている。

(質疑の内容)

防犯ブザー・痴漢対策機能の使用実績がわかれば知りたい。

(回答～生活安全課長)

調査したが、把握されていなかった。

(質疑の内容)

現在地送信機能の周知活動をしているか。

(回答～生活安全課長)

チラシを配布のほか、警察本部のホームページに掲載している。

(質疑の内容)

犯罪マップ等のリアルタイム性に課題はないか。

(回答～生活安全課長)

随時「ほくとくん防犯メール」で配信した情報を自動で地図上に反映するとともに、月ごとにデータを掲載している。

また、データは最新1年のもので、それよりも古いデータは反映されないようにできている。

なお、過去に発生した情報も選択することにより閲覧ができる。

(質疑の内容)

防犯パトロール機能を活用している自主防犯団体が分かれば知りたい。

(回答～生活安全課長)

調査したが、把握されていなかった。

(質疑の内容)

プッシュ通知機能について、通知が多すぎて「通知オフ」に設置する利用者が増えていないか。通知の最適化は図られているのか。

(回答～生活安全課長)

「通知オフ」の利用者を抽出する機能がなく、把握できなかった。

ただ、発信にあたり必要性を吟味しており、不要な発信はしていない。

(質疑の内容)

令和8年4月から統計に加わったSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の情報は、反映されているか。新手口の対応に追いついているか。

(回答～生活安全課長)

反映している。「ニセ警察詐欺」も新手口として反映している。

(質疑の内容)

小樽であったオレオレ詐欺や4月の郵便局員を名乗る予兆電話連続発生の際、アプリを通じた注意喚起はどのように行われたのか。その通知件数は把握しているのか。

(回答～生活安全課長)

アプリで確認が可能である。ただ、通知件数については、確認する機能がなく、把握できなかった。

(質疑の内容)

「警察庁推奨アプリ」との関係、役割分担はどのようになっているのか。

(回答～生活安全課長)

併用を推奨している。

(質疑の内容)

高齢者施設、デイサービス、地域包括支援センターと連携した普及活動は行っているのか。

(回答～生活安全課長)

先ほどの回答のとおり、あらゆる機会を通じた普及活動を行っており、質問にある施設等も含まれる。

(質疑の内容)

高齢者に代わって家族等がインストールできるようマニュアルは備わっているか。

(回答～生活安全課長)

検索キーワードや二次元コードをチラシに掲載して負担低減を図っている。

あとは、画面に表示される案内に従えば簡単に設定できる。

(質疑の内容)

低スペック機種への対応はどうか。高齢者で利用できない人がいるのでは。

(回答～生活安全課長)

汎用性の観点から、幅広いスペックで使えるよう設計されているが、推奨環境を満たしていない等の理由で利用できない場合がある。

ただ、サイバーセキュリティの観点から言うと、推奨環境よりも古いバージョンのOSは、メーカーによるサポートが終了している可能性があり、利用環境を満たした端末を使ってもらいたい。

(質疑の内容)

日本語以外で使えるようにならないのか。

(回答～生活安全課長)

現在のところ多言語対応の計画はない。

(質疑の内容)

機能の追加・改善の方向性と、詐欺電話ブロック機能の搭載予定はどうか。

(回答～生活安全課長)

機能の追加・改善の方向性は検討中である。

詐欺電話ブロック機能の追加は、現在のところ予定されていない。

(質疑の内容)

意見・要望、不具合は、どのように集約・反映しているのか。

(回答～生活安全課長)

北海道警察ホームページの「お問い合わせ・ご意見入力フォーム」で集約し、組織内の検討を経て必要な反映を行っている。

(3) 児童虐待事案の対応

(質疑の内容)

先日、著名人が子供への暴力を理由に逮捕されたが、警察と児童相談所への連携や、現場での対応においてどのような基準やプロセスを持って逮捕や保護の判断をするのか知りたい。

(回答～生活安全課長)

質疑にある暴行事件は、報道により見聞きした情報しか把握しておらず、それに基づく話はない。

一般的なことについて説明する。

まず、児童相談所との連携は児童虐待への対応に必要不可欠であり、合同訓練、人事交流、定期的な意見交換などを行っている。

次に逮捕について、逮捕は事案に直面した警察官の判断であり、犯罪の軽重、逃走・証拠隠滅のおそれなどの事情を考慮して行う。

最後に保護について、児童虐待における保護、つまり一時保護は児童相談所が判断する。

警察で児童虐待を認知した場合、緊急な保護が必要であれば児童相談所に連絡して一時保護の委託を受け、緊急性がなければ後日、書面で児童相談所に連絡するという流れになる。

10 事務局説明

令和8年度第2回北海道警察官採用試験の実施

11 次回議題検討

(委員)

警察と協議会委員が合同で行える施策がないか考えてみませんか。

(警察)

検討いたします。

12 次回の開催予定

10月頃を予定